

「令和3年度税制改正(案)」～相続贈与税・所得税～ ～経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し～

GTMニュース - 税務実務 - (令和2年12月16日号)において、与党(自由民主党・公明党)による「令和3年度税制改正大綱」に基づき、税制改正の主要項目及び今後の税制改正の「基本的な考え方」の概要についてお届け致しました。その後、令和2年12月21日に「令和3年度税制改正の大綱」が閣議決定され、また、令和3年1月26日に「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されましたので「税制改正の具体的な内容」について最新の情報をお届けします。

本ニュースは、「経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し」という「基本的な考え方」という方向性を受けて「相続税・贈与税のあり方」及び「個人所得課税の見直し」に係る税制改正(案)の具体的な内容と今後の検討課題等について最新の情報をお届けいたします。

なお、法人税等につきましては「ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生等」という「基本的な考え方」に言う方向性を受けて取りまとめ、4月号以降においてその詳細をお届けいたします。

I 相続税・贈与税のあり方

1 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ▶ 節税的な利用を防止する観点等から、次の見直しを行った上で、適用期限が令和5年3月31日まで、2年延長されます。
- 教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数にかかわらず、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算されます。
※ただし、①受贈者が23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外となります。
- 結婚・子育て資金の一括贈与の受贈者の年齢要件の下限が18歳以上(現行:20歳以上)に引き下げられます。
※この改正は、令和4年4月1日以後の贈与が対象となります。
- 両措置について、受贈者が贈与者の孫等である場合に、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算が適用されます。

※なお、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に制度の廃止も含め、改めて検討することとされています。

(参考) 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

- ▶ 相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、相続時精算課税制度と暦年課税制度の在り方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ検討を進めることとされています。

- 高齢化等に伴い、高齢世代に偏在する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっています。
- わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑

制的に働いている面がある一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界があります。

- また、諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられています。例えばアメリカでは、累積贈与額と遺産額を合わせた生涯の資産移転額に対する累進課税を行うことで、資産移転の時期の選択に公平な税制の適用となっています。また、フランスでは15年間、ドイツでは10年間の累積贈与額及び相続財産額について、一体的に累進課税を行う制度となっています。
- 検討によっては、今後、相続・贈与税の課税が厳しいものとなることも想定されますので、検討過程を注視していく必要があると考ます。

Ⅱ 個人所得課税の見直し

1 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

- 子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税とされます。具体的な対象範囲は今後省令等で明確化されます。

※対象範囲のイメージ（案）

- ①ベビーシッターの利用料に対する助成
- ②認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ③一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
（これらの助成と一体として行われる生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等も対象）

2 セルフメディケーション税制の見直し

- 対象をより効果的なものに重点化し、手続等の簡素化を図ったうえで適用期限が5年延長されます。効果検証のための指標を設定し、次期改正時にこの評価を踏まえ制度を見直すこととしています。

※この改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

3 私的年金等に関する公平な税制のあり方

- 確定拠出年金制度について見直しが行われている過程で、加入者が掛金の拠出段階で不利となることがないように、現行の税制上の措置を維持する方向で改正適用することとされました。

（参考）老後に係る税制についての検討

- 働き方やライフコースが多様化する中で、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築が求められており、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとすべく、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿としていく観点から検討することとされています。

（参考）諸控除のあり方の検討

- 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しを行うなど令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から検討することとされています。

※「その際、収入のあり方の多様化を踏まえ、事業所得等に対する適正・公平な課税を実現するための環境整備についても検討していく必要がある」（令和元年9月26日政府税制調査会資料）とされており、今後も

検討過程を注視していく必要があります。

4 同族会社が発行した社債利子等の課税

- ▶ 同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払いを受けるものは総合課税の対象とすることとされました。
- ▶ また、当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、同様に総合課税の対象とすることとされました。
※上記の「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいいます。
※上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用。

Ⅲ 納税環境整備

1 税務関係書類における押印義務の見直し

- ▶ 政府全体の行政手続きにおける押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めてする手続等を除き、押印義務が廃止されました。
(参考) 地方公共団体の長に提出する地方税務関係書類についても同様とされています。

2 電子帳簿等保存制度の見直し等

- ▶ 経済社会のデジタル化等を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に簡素化されます。

- 税務署長による事前承認が廃止されます。
- モニター、説明書等の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。）も電子データのまま保存することが可能となります。
- 信頼性の高い電子帳簿（優良な電子帳簿）については、インセンティブにより差別化（過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除を10万円上乘せして65万円）されます。
※この改正は令和4年1月1日以後適用となります。

- ▶ また、スキャナ保存制度については、ペーパーレス化を一層推進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置が講じられます。

- 税務署長による事前承認が廃止されます。
- 紙原本による確認が不要化（スキャン後直ちに原本の廃棄が可能）されます。
- 電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税が10%加算されます。
- タイムスタンプ付与までの期間が最長約2カ月以内に統一されます。
- 検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定するとともに、一定の小規模事業者については不要とされました。※この改正は令和4年1月1日以後適用となります。

（参考）記帳水準の向上等

- ▶ クラウド会計により手間費用をかけず正規簿記を行える環境が整ってきていることを踏まえ、正規簿記の普及を含め個人事業者の記帳水準の向上等に向けた検討が行われます。

3 国際化に対応した適正課税の確保—国際的徴収回避行動への対応—

▶ 徴収共助の要請が可能な国に財産を所有する滞納者が行う徴収回避行為に適切に対応するため、滞納処分免脱罪及び第二次納税義務の適用対象が見直されます。

- ・滞納処分免脱罪の対象に、徴収共助による徴収を免れる目的で国外財産の隠ぺい等した者が加えられます。
※令和4年1月1日以後にした行為について適用されます。
- ・徴収共助を要請した滞納国税につき、滞納処分や徴収共助をしてもなお徴収不足となる場合に、その不足が国外財産の無償譲渡等（法定納期限の1年前の日以後に行われたものに限る。）に起因するときは、その譲受人等に対し、第二次納税義務を付加できることとされました。
※令和4年1月1日以後に滞納となった国税について適用されます。

4 退職所得課税の適正化～所得税～

▶ 退職金は長期間にわたる勤務の対価の一括後払いという性格をもち、一時にまとめて相当額を受給することなどを踏まえ、累進税率の適用を緩和し、税負担の平準化を図る「2分の1課税」の措置が講じられています。

※勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、上記の税負担の平準化の必要が認められないことから、「2分の1課税」の措置を適用しないこととされています。

▶ 現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮しながら、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外されることとされました。※令和4年分以後の所得税について適用されます。

- ・役員以外の一般従業員にとって、退職時の税負担が従来より重くなることにご留意ください。

5 金密輸に対応するための消費税仕入税額控除制度の見直し～消費税～

▶ 昨今、税務調査において、密輸者と買取り業者が通謀していると考えられるような事案がみられるため、より一層の金地金の密輸抑止を図る観点から、金地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類を見直し、密輸した金地金の買取りが強く疑われる事案で利用されている「在留カードの写し」や、国内に住所を有しない者の「旅券の写し」「その他これらに類するもの」（外国政府発行の本人確認書類）について、その対象から除外することとされました。

※令和3年10月1日以後行われる課税仕入れについて適用されます。

【ご留意事項】～税制改正のスケジュール等について～

- ・「令和3年度税制改正大綱」（令和2年12月10日与党公表）を受けて、「令和3年度税制改正の大綱」（令和2年12月21日閣議決定）の公表、「所得税法等の一部を改正する法律案」の通常国会への提出（令和3年1月26日）、審議を経て、例年3月末に可決成立、公布されます。
- ・従いまして、本情報の内容は、最終的な法案において修正・削除等される場合もございますので、今後公表・提供されます情報等にご留意のうえ、ご活用ください。

【引用参考文献】

- ・令和3年度税制改正の大綱
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/20201221taikou.pdf
- ・令和3年度税制改正(案)のポイント、所得税法等の一部を改正する法律案要綱その他法案等
財務省 HP https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html
- ・令和3年度 税制改正 参考資料（財務省）
日本税務会計学会 六部門合同研究会 講演資料

〔担当窓口〕 GTMグループ 会計税務相談室 高田治樹 E-mail gtm@gtmri.co.jp